

2011年9月22日

各 位

不動産投資信託証券発行者

日本ロジスティクスファンド投資法人

代表者名 執行役員 藤田 礼次

(コード番号：8967)

資産運用会社

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社

代表者名 代表取締役 藤田 礼次

問い合わせ先 取締役 CFO 松岡 憲一郎

TEL.03-3238-7171

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、2011年9月22日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記の通り2011年10月18日開催予定の第5回投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は、当該投資主総会において承認されることにより有効となります。

記

1. 規約の一部変更について

変更理由は以下の通りです。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に定められる投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口にかかる募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）が改正されたことに伴い、規約第5条第2項における必要な字句等の修正を行うものです。
- (2) 補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、規約第19条第3項を新設するものです。
- (3) 租税特別措置法の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減に関する要件が変更されたことに伴い、規約第31条第5項における必要な字句等の修正を行うものです。
- (4) その他、必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備を行うとともに、投信法その他本投資法人に適用される法令及び社団法人投資信託協会の規則等との整合性の観点から、字句等の修正、統一及び明確化を行うものです。

(変更の詳細については、添付資料「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員及び監督役員全員は、2011年10月20日をもって任期満了となるため、2011年10月18日に開催される第5回投資主総会に執行役員1名と監督役員3名の選任についての議案を提出するものです。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任について議案を提出します。

(1) 執行役員候補者

藤田 礼次 (重任)

(2) 監督役員候補者

須藤 鷹千代 (重任)

清 起一郎 (重任)

東 哲也 (重任)

(3) 補欠執行役員候補者

松岡 憲一郎 (新任)

倉本 勲 (新任)

(役員選任の詳細については、添付資料「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

2011年	9月	22日	投資主総会提出議案の役員会承認
2011年	9月	30日	投資主総会招集通知の発送 (予定)
2011年	10月	18日	投資主総会 (予定)

以 上

添付資料

- ・第5回投資主総会招集ご通知

※本投資法人のウェブサイト <http://8967.jp/>

平成23年9月30日

投資主各位

東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 藤田 礼次

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成23年10月17日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成23年10月18日（火曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都千代田区神田美土代町7番地
ベルサール神田 ROOM1（住友不動産神田ビル3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案： 監督役員3名選任の件

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://8967.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に定められる投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口にかかる募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）が改正されたことに伴い、規約第5条第2項における必要な字句等の修正を行うものであります。
- (2) 補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、規約第19条第3項を新設するものであります。
- (3) 租税特別措置法の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減に関する要件が変更されたことに伴い、規約第31条第5項における必要な字句等の修正を行うものであります。
- (4) その他、必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備を行うとともに、投信法その他本投資法人に適用される法令及び社団法人投資信託協会の規則等との整合性の観点から、字句等の修正、統一及び明確化を行うものであります。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総 則 (記載省略)	第1章 総 則 (現行のとおり)
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条 (発行可能投資口総口数)	第5条 (発行可能投資口総口数)
1. (記載省略)	1. (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本投資法人が<u>発行する</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>2. 本投資法人の<u>投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項) 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録その他の投資口に関する取扱いの<u>手続並びに</u>その手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項) 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、<u>投資主の権利の行使の手続</u>その他の投資口に関する取扱いの<u>手続及び</u>その手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>
<p>第7条 (最低純資産額) 本投資法人の<u>最低純資産額</u>は、5,000万円とする。</p>	<p>第7条 (最低純資産額) 本投資法人が<u>常時保持する</u>最低純資産額は、5,000万円とする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第13条 (書面による議決権の行使)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第13条 (書面による議決権の行使)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. <u>前項の規定により</u>書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. <u>前項の規定により</u>電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第19条 (役員を選任及び任期)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第19条 (役員を選任及び任期)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第23条 (決議) 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることのできる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第28条 (会計監査人の報酬の支払基準)</p> <p style="text-align: center;">(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第31条 (投資態度)</p> <p>1. 本投資法人は、主として物流施設（物流関連インフラの用途に供される不動産を含む。）の用途に供されている不動産又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産（以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。）を主な投資対象とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>3. <u>補欠の役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された役員の任期が満了する時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>第23条 (決議) 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第28条 (会計監査人の報酬の支払基準<u>及び支払の時期</u>)</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第31条 (投資態度)</p> <p>1. 本投資法人は、主として物流施設（物流関連インフラの用途に供される不動産を含む。）の用途に供されている不動産等又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産（以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。）を主な投資対象とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>5. 本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産（不動産、不動産の賃借権、<u>地上権</u>又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の割合が100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>7. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価 (記載省略)</p> <p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計算</p> <p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① (記載省略)</p>	<p>5. 本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産の価額の合計額に占める特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは<u>地上権又は不動産の所有権</u>、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の割合が100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>7. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価 (現行のとおり)</p> <p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計算</p> <p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、<u>金銭の</u>分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p>	<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「<u>配当可能利益の額</u>」という。）の100分の90に相当する金額（<u>法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。</u>）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期<u>現在</u>の最終の投資主名簿に記載又は記録<u>のある</u>投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託 (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録<u>されている</u>投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員藤田 礼次は、平成23年10月20日をもって任期満了となりますため、平成23年10月21日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成23年9月22日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案における執行役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成23年10月21日から起算して2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
藤田 礼次 (昭和36年5月28日)	昭和59年4月 三井物産株式会社 昭和61年10月 物産不動産株式会社 平成元年6月 三井物産株式会社 平成16年3月 MBK Real Estate LLC SVP 平成20年9月 三井物産株式会社 コンシューマーサービス事業第二本部 都市開発事業第二部 次長 平成20年10月 物産不動産株式会社 事業開発部長 平成21年7月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 平成21年10月 同 代表取締役社長CEO (現在に至る) 本投資法人 執行役員 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の平成23年9月15日付取締役会において、平成23年10月1日付でCIO（兼務）に選任されております。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

補欠執行役員辻 博正の選任に係る決議は、本投資主総会の開始のときをもって効力を失います。つきましては、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、松岡憲一郎を第一順位、倉本 勲を第二順位とします。

なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案による変更後の本投資法人規約第19条第3項ただし書の定めにより、平成23年10月20日までとするとともに、同日付で補欠執行役員2名の選任に係る決議の効力が失われることから、あらためて2名を補欠執行役員として選任することとし、かかる補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、同条第3項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である平成23年10月21日より2年間とします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成23年9月22日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	松岡 憲一郎 (昭和46年1月7日)	平成6年4月 三井物産株式会社 平成10年5月 Mitsui & Co., (Turkey) Ltd. Istanbul Head Office 平成12年6月 三井物産株式会社 平成19年7月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 平成20年12月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 財務企画副部長 平成21年5月 同 財務企画部長 平成21年12月 同 取締役CFO財務企画部長 平成22年4月 同 取締役CFO財務企画部長・経理部長（現在に至る）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
2	倉 本 勲 (昭和47年3月3日)	平成6年4月 住友商事株式会社 平成13年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 平成15年6月 ゼネラル・エレクトリック・インターナシヨ ナル・インク 平成18年1月 株式会社リサイクルワン 平成19年10月 三井物産株式会社 (現在に至る)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者の松岡 憲一郎は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者の倉本 勲は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社に平成23年10月1日付で入社予定であり、同社の平成23年9月15日付取締役会において、平成23年10月1日付で投資運用部長に選任されております。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員全員（3名）は、平成23年10月20日をもって任期満了となりますため、平成23年10月21日付で監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成23年10月21日から起算して2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	須藤 鷹千代 (昭和18年11月15日)	昭和43年11月 日本土地建物株式会社 昭和54年5月 株式会社第一鑑定法人 代表取締役社長 昭和56年2月 第一恒産株式会社 代表取締役社長（現在に至る） 平成12年6月 株式会社鑑定法人エイ・スクエア 代表取締役社長 平成21年5月 同 会長（現在に至る） 平成21年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
2	清 起一郎 (昭和29年10月20日)	昭和61年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 昭和61年4月 岡部綜合法律事務所 平成元年4月 沖信・石原法律事務所 平成3年4月 沖信・石原・清法律事務所（事務所名変更） 平成15年6月 スプリング法律事務所（事務所名変更） パートナー弁護士（現在に至る） 平成18年10月 アルファリート投資法人監督役員 平成20年6月 株式会社メガロス監査役（現在に至る） 平成21年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
3	東 哲也 (昭和32年2月10日)	昭和59年10月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 昭和63年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 税理士登録 昭和63年12月 東公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成17年2月 本投資法人 監督役員（現在に至る）

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田美土代町7番地
 ベルサール神田 ROOM1 (住友不動産神田ビル3階)
 お問い合わせ先 03-3238-7171
 (三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社)



【交通】

- JR線「神田駅」北口出口 徒歩6分
- 銀座線「神田駅」4番出口 徒歩6分
- 千代田線「新御茶ノ水駅」B6番出口 徒歩2分
- 新宿線「小川町駅」B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線「淡路町駅」B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線・半蔵門線・東西線・三田線・千代田線「大手町駅」C1番出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。